

令和4年度「佐渡島の金山」CG映像コンテンツ制作及び情報発信業務委託 仕様書

1 業務名

令和4年度「佐渡島の金山」CG映像コンテンツ制作及び情報発信業務委託

2 業務の目的

「佐渡島の金山」の本年2月のユネスコ推薦を経て、令和5年度の世界遺産登録が期待されており、佐渡への注目度が現在高まっている。この時期に合わせ、「佐渡島の金山」の魅力を広く発信し、認知度向上と新たな応援層の獲得などを目的に、CG映像コンテンツを制作し、「きらりうむ佐渡」における展示の拡張やインターネットやSNSを通じた動画配信を実施し更なる機運醸成を図る。

3 実施期間

業務委託契約締結の日から令和5年2月3日まで

4 委託金額上限額

16,400千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

5 業務内容

(1) CG映像コンテンツの制作

- 1) 「佐渡島の金山」に関連する文化・芸能・景観についてのCG映像コンテンツを3パターン制作すること。
- 2) 佐渡島に今も伝わる芸能や文化、人の営みなど、金銀山の繁栄に関する情報をわかりやすく伝える映像コンテンツを、CGを取り入れ制作すること。
- 3) 「佐渡島の金山」に関連する現代の風景や芸能などの実写とCGによる江戸時代の様子を再現した動画を制作すること。
- 4) 受託者は、動画制作に際して、第三者の著作権その他のいかなる権利をも侵害しないこと。また、制作した動画の委託者又はその許諾した者による使用が第三者の著作権その他のいかなる権利をも侵害しないことを保証すること。
- 5) 動画は1本につき3分以内で制作すること。
- 6) テロップを挿入する場合は日本語と英語を必ず併記すること。
- 7) 撮影業務
 - ・必要に応じ映像素材を撮影すること。なお、本業務の目的に合致する映像を既に所有している場合には、それを活用することも可とする。
 - ・解像度はフルHD(1920×1080)以上とすること。
 - ・撮影場所は受託者からの企画提案によるものとするが、契約締結後、委託者と受託者との協議により提案の撮影場所を変更する場合がある。
 - ・天候を考慮した撮影スケジュールとすること。
 - ・撮影（ドローンによる空撮を含む）許可の交渉は、主として受託者が行うものとする。

(2) Web媒体を活用した情報発信

- 1) 制作した動画はWeb媒体により情報発信する。
- 2) 佐渡を訪れたことのない新規ユーザーにアプローチし、効果的に情報発信できるよう、その手法を積極的に企画実行すること。ただし、契約締結後、委託者と受託者との協議により情報発信の手法を変更する場合がある。
- 3) 情報発信の成果を逐次確認し、必要に応じ改善すること。
- 4) 佐渡金銀山ガイド施設「きらりうむ佐渡」館内で動画を放映するデジタルサイネージなどの器機を用意すること。器機の仕様及び放映方法などは問わない。

5) QRコードを活用し、現地での視聴を可能としたまち歩きの促進につながる方法を用意すること。

(3) 効果測定

- 1) Web媒体を活用した情報発信では、業務の有効性を図る指標を設定し、目標値を示すこと。
- 2) 指標の測定方法及び測定時期を具体的に示すこと。

(4) 独自性のある業務

上記(1)～(3)の業務のほか、業務の目的を達成するにあたり、必要かつ効果的な業務内容があれば独自に提案すること。

6 業務の実施

- 1) 業務の実施に当たっては、委託者との必要な協議を行い、その指示に従って業務を進めること。
- 2) 業務の実施に当たっては、「コンテンツ海外展開促進・基盤強化事業補助金 (5) ストーリー性のある映像制作・発信を行う事業」(事務局：特定非営利活動法人映像産業振興機構)の内容を理解し、提案・業務を進めること。

7 成果品及び成果報告

(1) 成果品

- 1) マスター用 DVD ディスク 10枚(盤面印刷含む。コピー可能なもの)
- 2) 佐渡市公式 YouTube に掲載できるデータ 一式
- 3) 成果品の納品期限は令和4年11月30日とする。

(2) 成果報告

- 1) Web媒体を活用した情報発信の効果測定は、12～1月の情報発信の成果をとりまとめ、報告として提出すること。報告の提出期限は令和5年2月3日とする。
- 2) 委託者は、最終報告書を受領後、その内容を精査し、必要があるときは報告を求め、又は受託者事業所への立入り、関係諸帳簿の閲覧及び取引先への聴き取りなどの調査を行うことができるものとする。

8 委託金額の減額

委託者は、最終成果報告を検査した結果、仕様書に定める業務内容が遂行されていないと認める場合、委託金額の減額を行うことができるものとする。

9 知的財産権の帰属等

(1) 著作権

制作した動画に関する全ての著作権(上映権、頒布権及び二次利用権等を含むがこれに限らない。)は、委託者に帰属する。そのため、制作した動画は、委託者の裁量により、委託者が主催・共催・後援する業務その他において、自由にかつ期限なく使用することができる。

(2) 著作者人格権

- 1) 制作した動画について、受託者が著作者人格権を行使するときには、委託者の書面による事前の承諾を得なければならない。
- 2) 委託者が、受託者に対し、第三者に対する著作権人格権の行使を要請したときは、受託者はこれに応じなければならない。
- 3) 委託者は、制作した動画を必要に応じ、合理的な範囲で改変、修正することができるものとし、かかる改変、修正がなされる限り、受託者は委託者に対し同一性保持権を行使しない。
- 4) 受託者は、制作した動画の利用に当たっては、著作者の表示をし、又はしないことができる。

10 その他

- (1) 受託者及び業務従事者等(直接、間接を問わず本業務に関わる者)は、業務上知り得た秘密について、本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。また、第三者に漏洩又は開示してはならな

- い。これらの制限は、業務終了後においても適用される。
- (2) 業務の実施に当たり、紛争等が起こらないよう十分留意すること。万が一紛争等が発生した場合には、受託者の責任においてその解決をするとともに、速やかに委託者に報告すること。
 - (3) 本仕様書の定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、委託者と受託者との協議により決定するものとする。